|  |
| --- |
| 告訴状  丸ノ内警察署長殿  住所　東京都江東区北砂５丁目20番１０－６０９  電話番号　 080-4658-1518  氏名　孫　樹斌　　印  2022年02月28日  告訴人　　孫　樹斌  被告訴人　東京地方裁判所（第33部）  伊藤　由紀子　裁判官  佐藤　卓　　　裁判官  特別説明  「領事関係に関するウィーン条約」、「中日領事協定」及び中日両国の関連法律規定に基づき、中華人民共和国駐日本大使館は　私が不平等な待遇をうけていない、私の正当な権利・利益を守る権力と義務がある。訴訟事件の関連文書はすべて　中華人民共和国駐日本大使館領事部にコピー件を送信する。  私は岸田文雄首相の「成長と分配の好循環」、「スタートアップ企業創出」の施策に支持する。けれども　今　ある公務員、警察官、裁判官などの政府職員は　「公務員職権濫用」で　違法者へ支援して　一緒に　被害者に再度な加害する。このような社会環境に　日本の優秀な人材はもう他国に流失し、スタートアップ企業は　安定な成長できない。今回事件の関連公務員は　すべて　警察に刑事告訴状を送る。  告訴の趣旨  被告訴人の東京地方裁判所（第33部）伊藤　由紀子　裁判官、佐藤　卓　裁判官の以下の行為は、日本国憲法第十一条、第十四条、第七十六条、民事訴訟法第二条（裁判所及び当事者の責務）、刑法第百九十三条（公務員職権濫用）に該当するので、被告訴人を厳罰に処することを求め、ここに告訴いたします。  上記の調査結果及び処分命令などを　公文書で　中華人民共和国駐日本大使館領事部、告訴人本人に提出します。  告訴事実  裁判官訴追委員会に提出済みの「訴追請求状」を参照します。  このように、被告訴人たちが公然と刑法第百九十三条（公務員職権濫用）、憲法の第十一条（基本的人権）など複数日本国の法律を違反したことにより、告訴人の精神健康は大きく傷つけられたので、今回被告訴人たちの犯罪行為が成立します。  そこで、被告訴人に対しては、厳重なる処罰を求め、ここに告訴いたします。    以　　　　上  証拠方法  １.東京地方裁判所民事訴訟の関連文書証拠  特別抗告申立書：2022年2月21日以後提出  特別抗告状：2022年2月9日提出済み  抗告審：令和４年（も）第４０００１号　保全異議申立事件（東京地方裁判所（第33部）　佐藤　卓　裁判官、裁判結果：決定）  第1審：令和３年（ヨ）第２１０６４号　動産の引渡断行仮処分命令申立事件（東京地方裁判所（第33部）　伊藤　由紀子　裁判官、裁判結果：決定）  事件申立：令和３年（ヨ）第３３６７号　動産仮処分命令申立事件（東京地方裁判所（第９部）　秋田　智子　裁判官）  ２．録音証拠  事件ホームページのURL：https://human-rights-and-constitution.github.io/  マウスの右をクリックして　録音ファイルをダウンロードできます。 |